

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
8	個人の住所に係る告示等の見直し	総務省	1
2	各種経由事務の廃止	国土交通省 デジタル庁 厚生労働省	6
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	環境省	32
22	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	文部科学省	40
17	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	厚生労働省	46
35	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	国土交通省	51

外部監査人等に係る告示事項の見直し

(管理番号181)



令和7年7月
総務省自治行政局

外部監査人等に係る告示事項の見直し

提案内容

- 包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者（外部監査の事務を補助する者。以下、併せて「外部監査人等」という。）の住所の告示を廃止する。

外部監査制度について

【包括外部監査】

- 外部監査人のイニシアティブにより「必要と認める特定の事件」について監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については包括外部監査契約の締結を義務付け、毎会計年度実施（その他の市町村は条例により任意に導入、条例で定める頻度で実施）

【個別外部監査】

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査することが適当であるときに、外部監査人による監査を実施（条例により任意に導入）

2

外部監査人の要件及び告示について

- 地方公共団体の監査機能について専門性を強化する観点から、監査委員ともなり得る者であること、かつ、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的な背景がある資格を持つ者であることが必要。
 - 具体的には「地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見」を有する者で次の要件に該当する者。
 - ① 弁護士（弁護士となる資格を有する者も含む）（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第252条の28第1項第1号）
 - ② 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者も含む）（法第252条の28第1項第2号）
 - ③ 国の会計検査事務、地方公共団体の監査・財務事務に従事した者で監査実務に精通しているもの（法第252条の28第1項第3号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「令」という。）第174条の49の21）
 - ④ 税理士（税理士となる資格を有する者も含む）（法第252条の28第2項）
 - ※④については、外部監査契約の円滑な締結・その適正な履行を確保するため必要と認めるときに限る。
 - 外部監査人は、監査委員との協議の上、監査の事務を他の者に補助させることができる（他の者については、特定の資格は要さない。）
- ⇒ 包括外部監査契約及び個別監査契約を締結したときは契約を締結した者の氏名及び住所を告示しなければならない。
（令第174の49の28、令第174の49の35）
補助者について監査委員と協議が整った場合には、当該補助者の氏名及び住所を告示しなければならない。（法第252の32） 1

住所告示の参照条文について

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（外部監査人の監査の事務の補助）

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調った場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3～8 （略）

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくつたことを告示しなければならない。

10 （略）

（包括外部監査契約の締結）

第二百五十二条の三十六 （略）

2～5 （略）

6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

3. 8 （略）

（第七十五条の規定による監査の特例）

第二百五十二条の三十九 （略）

2～8 （略）

9 普通地方公共団体の長は、第五項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

10～15 （略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項）

第七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

（地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項）

第七十四条の四十九の三十五 地方自治法第二百五十二条の三十九第九項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

二 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

三 個別外部監査契約が当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の包括外部監査人と締結されたものである場合には、その旨

住所告示の検討の方向性について

一次回答

○ 外部監査人等（包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者）の住所を告示する必要性、個人情報情報の適正な取扱いの要請及び他のみなし公務員の規律を踏まえて、外部監査人等の住所告示の在り方について検討してまいりたい。



対応の方向性

- 平成9年の地方自治法改正による外部監査制度の創設時、外部監査人等は、守秘義務を課され、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることから、個人として告示する必要性があると考えられていたと思われる。
- ➡ 近年、個人情報情報の適正な取扱いの要請が高まっていることから、他のみなし公務員の住所告示に関する規律を踏まえて、外部監査人等について、氏名に加えて、**住所を告示する必要性**があるか検討してまいりたい。

個人の住所告示に関する規律

【個人（みなし公務員）の氏名及び住所を告示していない例】

- ・ 「技能検定員」…指定自動車教習所において技能検定を行う者（道路交通法99条の2）
- ・ 「精神保健指定医」…措置入院等の判定を行う医師（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律18条、19条の4第2項）

【個人の氏名及び住所を告示している例】

- ・ 「投票管理者」…投票に関する事務を担任する選挙権を有する者（公職選挙法37条） ※みなし公務員ではない
- 令和4年の公職選挙法施行令改正により、投票管理者等の住所の告示については、その全部の告示に支障があると認めるときは、その一部の告示をもって代えることができることとされた（公職選挙法施行令25条）

個人の住所告示に関する規律について

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（技能検定員）

第九十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

- 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。
- 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4～6 （略）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

（精神保健指定医）

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

2・3 （略）

（職務）

第十九条の四 （略）

- 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一～八 （略）

3 （略）

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3・4 （略）

- 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

6・7 （略）

（買収及び利誘導罪）

第二百一十一条 （略）

- 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 （略）

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）（抄）

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

建築工事届に係る經由事務等について

令和7年7月
国土交通省

調査の概要

- 統計の目的：全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ること
- 調査数：約4万棟/月のデータ（延べ面積10㎡以上の全ての建築工事）
- 調査周期：毎月（着工月ごとに、翌月末に公表）
- 沿革：昭和25年より指定統計（基幹統計）として実施

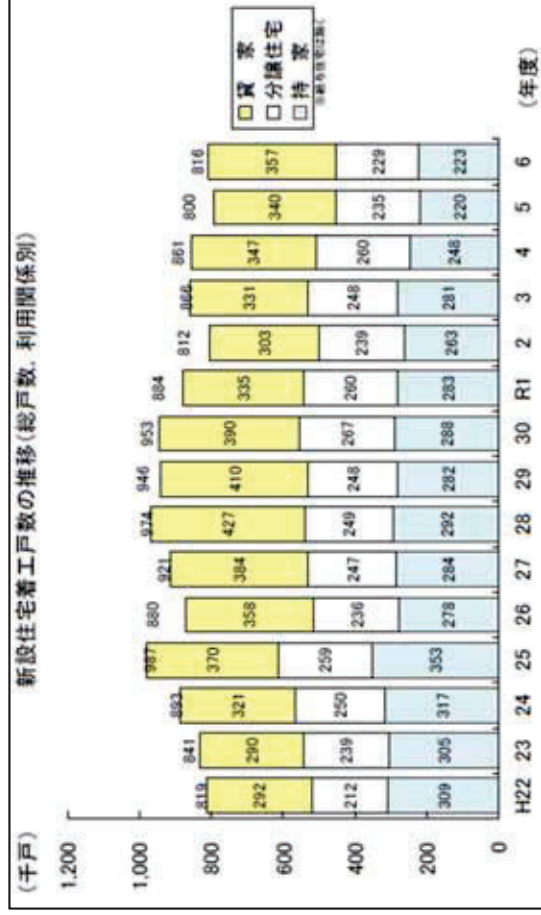
※基幹統計

- ①全国的な政策を企画立案・実施の上で特に重要、②民間における意思決定又は研究活動のために広く利用、③国際比較を行う上において特に重要など、公的統計の中核となる統計で、報告義務（罰則）や法定受託事務といった法的効果がある
- 利活用の例：

- ・国や自治体の住宅行政・建築行政の基礎資料
- ・GDP作成、政府月例経済報告、景気動向指数、経済見通し、年央試算、経済財政白書等の基礎資料
- ・記者、学術研究者、不動産業者等も広く活用

主な結果

○新設住宅着工戸数の推移



○統計表の例

第18表 着工新設住宅：利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）											
令和7年4月分		構造		建て方							
				小計		一戸建		長屋建		共同住宅	

建築工事属について

概要

○建築基準法第15条第1項により、建築主が建築物を建築しようとする場合、建築主事（主に市町村）を経由して都道府県に建築工事届を提出している（現状では紙による提出が大半）。

○都道府県において、建築工事届の情報を基に調査票（Excel）への転記・内容確認作業を行った上で（特定行政
庁が担っている場合あり）、国土交通省に提出されている。

○国土交通省は調査票の集計等を行い、基幹統計である建築着工統計を公表（毎月約4万棟のデータ）。

(文 照 参)

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）
（届出及び統計）

第十五条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事等（大規模建築物を建築し、又は除却しようとする場合にあつては、建築主事）を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

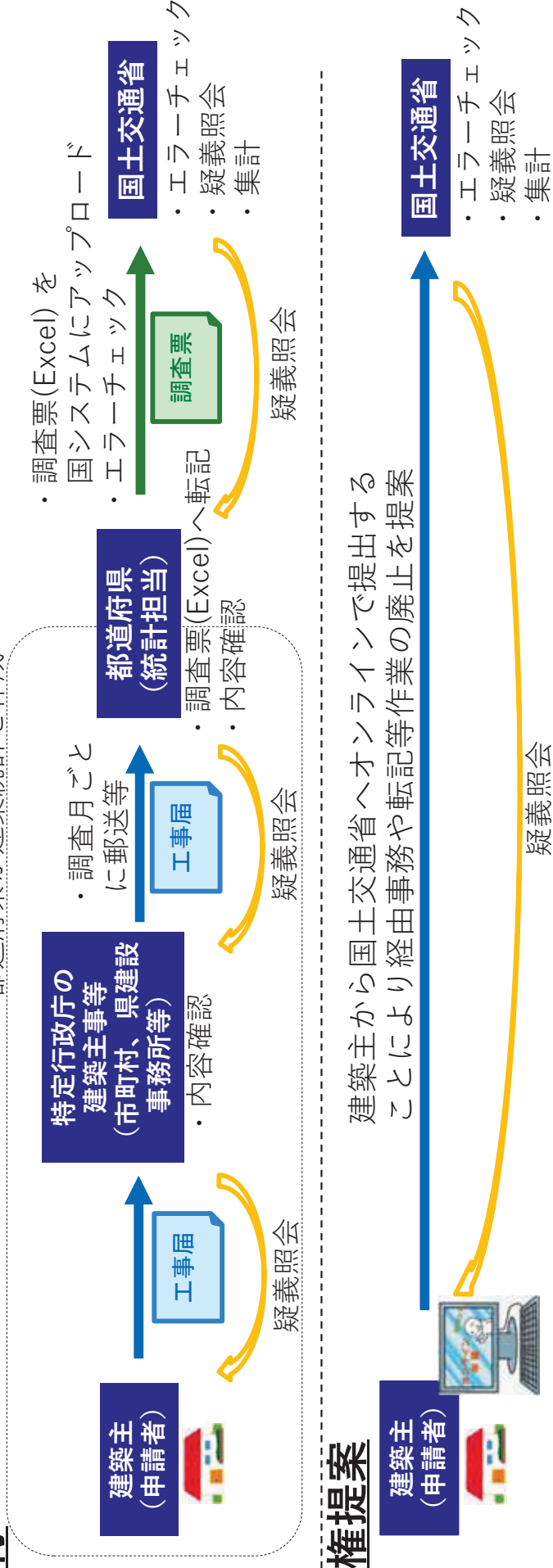
2.3 (名)

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならない。

57 ()

現行

都道府県が建築統計を作成



分権提案

建築主から国土交通省へオンラインで提出する
ことにより経由事務や転記等作業の廃止を提案

建築工事・建築着工統計調査票の様式イメージ

建築工事届(抜粋)

【 1. 着工及び工事完了の予定期日 】			
イ. 着工予定期日	年	月	日
ロ. 工事完了予定期日	年	月	日

【 2. 建築主 】			
イ. 建築主の種類別	☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村 ☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☐ (6) 個人		
ロ. 資本の額又は 出資の総額	☐ (1) 1,000万円以下 ☐ (2) 1,000万円超～3,000万円以下 ☐ (3) 3,000万円超～1億円以下 ☐ (4) 1億円超～10億円以下 ☐ (5) 10億円超		

【 3. 敷地の位置 】			
イ. 地名地番			
ロ. 都市計画	☐ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域 ☐ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域 ☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外		

【 4. 工事種別 】	☐ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転
-------------	---

【 5. 主要用途 】	(注意欄に記載の記号を記入してください)
-------------	---

【 6. 一の建築物ごとの内容 】			
イ. 番号			
ロ. 物件名			
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途
ニ. 工事部分の構造			

建築着工統計調査票（抜粋）

[illegible]

※1棟ごとに1行の一覧表

←自治体の転記作業・郵送の負担軽減のため、令和5年度より、調査票様式（Excel）に自動転記が可能なExcel版建築工事届（エラーチェック機能付き）を配布している

一次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。

本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

検討にあたっての論点

①建築主の利便

- ・ 工事届は、施行規則により「建築確認申請と同時に提出しなければならない」こととされており、建築確認申請の一連の手続きの中で、建築主事に提出されているところ。
- ・ 工事届だけを直接国に提出することになると、建築確認申請と工事届で、同じ建築工事についての同時期の行政手続きであるにも関わらず、**建築主の窓口が二つに分かれる**こととなる。

②届出義務の履行確保

- ・ 仮に、建築確認申請の手続きと切り離した場合（工事届だけを直接国に提出する場合）、**提出漏れの増加**が懸念される。国は、建築確認申請書のみが提出され、工事届が未提出である状況を随時把握できないため、**期限内にすべての工事届の届出を督促できないおそれ**。

③経由による統計精度の担保について

- ・ 建築着工統計だけでなく、基幹統計は、国の職員だけでは限られた期間内に調査を円滑に終えることが不可能であるとして、統計法第16条において、法定受託事務が認められているところ（『逐条解説統計法』）。
- ・ 現状、国に提出される前段階において、建築主事等や都道府県により、建築確認申請書との整合性の確認等、工事届の記入指導・補正・疑義照会等がなされていると認識。
- ・ さらに、都道府県が国交省クラウドに調査票をアップロードする際にも、システム上で自動的にエラー表示をしており、この段階でも補正・疑義照会がなされている。
- ・ それでもなお、国への提出後も、約500件/月は疑義照会が必要となっているのが現状。
- ・ 仮に、**建築主事等や都道府県による補正・疑義照会がされない状態のデータが国に提出され、あるいは、国から建築主に疑義照会を直接行うこととなれば、現在の期限・品質での統計調査を継続することは困難**。

検討の方向性

①当面の負担軽減の方策等

- ・ 国交省としては、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、機械的に自動で空欄・誤記入を排除できるエラータチェック機能も搭載しているExcel版工事届を既に配布しており、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。
- ・ 新しいExcel版工事届の活用の推進とともに、建築主の記載誤り等を防止するため、**建築主向けの平易なマニュアル（「手引き」「QA」）を作成し、普及啓発していく。**
- ・ 他方、これで十分に負担軽減が図られるか否か、課題等を把握するとともに、現在の建築主事等・都道府県の**業務の具体的な負担感・業務量を把握するための実態調査を速やかに実施した**い。

12

②中長期的な検討について

- ・ 業務フローを抜本的に見直す場合は、GDPへの影響を含め、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかの検討が必要。
- ・ 基幹統計である本統計については、調査方法の変更について事前に**総務大臣の承認（統計委員会への諮問・答申を含む）が必要**となり、統計の品質確保の観点から十分に説明できる見直し内容であることが必要。
- ・ 実態調査の結果やこれらの論点も踏まえ、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を今後検討してまいりたい。

e-Gov電子申請について

2025/7/8
デジタル庁 国民向けサービスグループ e-Gov班

重点2:各種経由事務の廃止(デジタル庁)

e-Govのサービス概要

- 平成13年度～：各府省庁がインターネットを通じて提供している行政情報を総合的に提供
- 平成18年度～：インターネット上の一つの窓口から、24時間365日いつでも申請・届出が可能
- 令和2年11月24日～：e-Govリニューアル版運用開始
- 令和5年3月31日～：e-Govデータポータルサービス運用開始
- 令和6年3月26日～：国・地方共通相談チャットボット運用開始

e-GOV <https://www.e-gov.go.jp>



電子申請

主に事業者を対象とした、行政機関に対する申請・届出等



法令検索

現行施行されている法令を検索



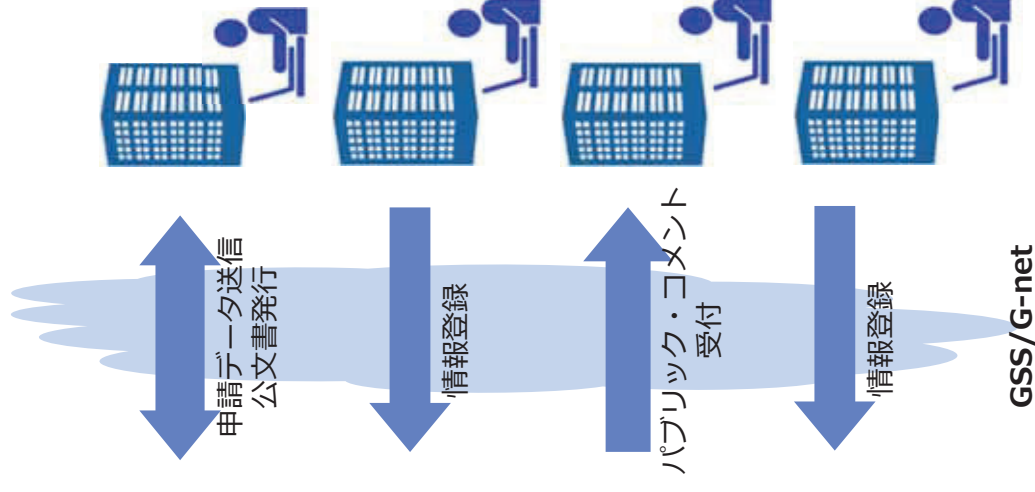
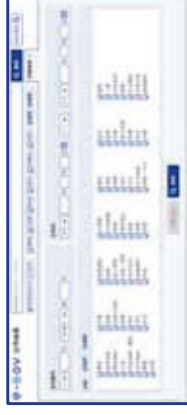
パブリック・コメント

意見の提出や募集状況の確認



データポータル

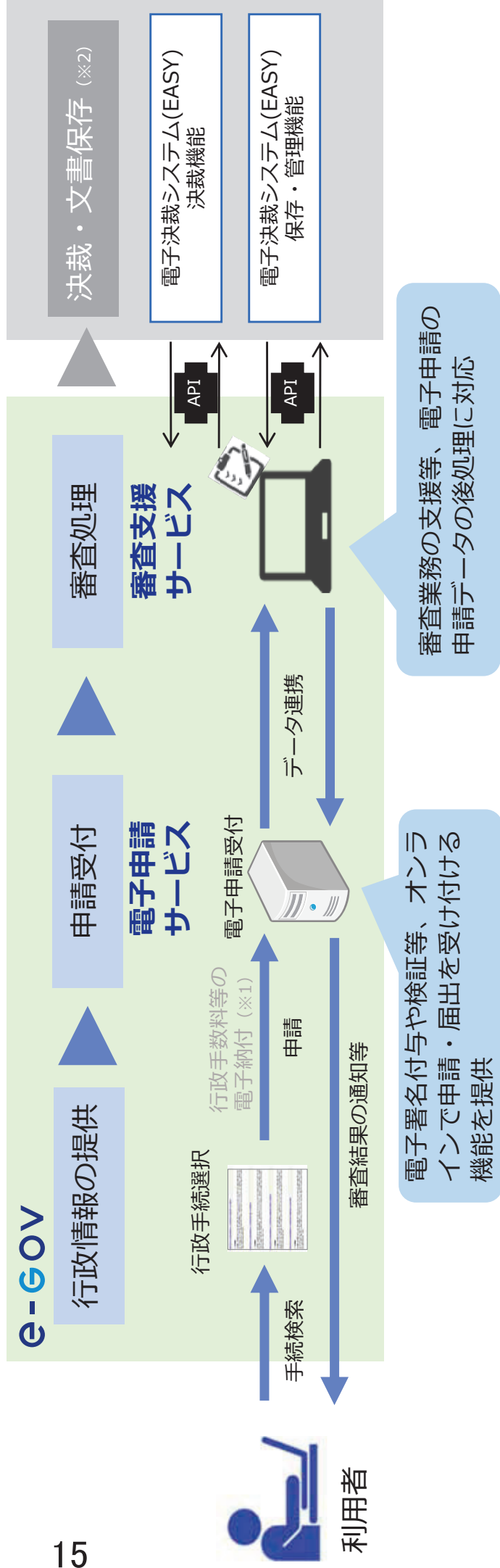
行政機関のオープンデータを横断的に検索
(<https://data.e-gov.go.jp/>)



(これらの他、行政文書ファイル管理簿の検索、個人情報ファイル簿の検索、各府省庁のウェブ사이트ペー지リンク集、国・地方共通相談チャットボット等がある。)

e-Gov電子申請関連のサービス概要

- e-Gov電子申請サービスでは、申請書の作成、エラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、公文書の取得等の電子申請の受付に係る基本機能を提供。
- e-Gov審査支援サービスでは、申請を受け付けた後の申請データの收受・登録から、審査、公文書作成、行政決裁等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供。
- 令和6年8月に地方公共団体等向けの手続をe-Govを用いてオンライン化するために必要な機能拡充を実施。現在、地方公共団体等向けの手続として、地方道の道路占用許可申請や、防火対象物使用開始届等の消防関係手続などがe-Govで申請可能。



※1 行政手数料等の電子納付は国庫金にのみ対応しており、地方公金は対象外

※2 決裁・文書保存は、電子決裁システムとの連携により行っているため、地方公共団体向け手続は利用対象外

各種經由事務の廃止について (令和7年度提案 管理番号61,62,119,120) (令和6年度提案 管理番号22)

令和7年7月8日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

提案内容及び一次回答（令和7年度提案管理番号61）

提案内容

精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村經由事務を廃止すること。身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村經由事務を廃止すること（「療育手帳制度要綱」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙）においてその旨を明確化することを含む。）。

一次回答

17 精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を經由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、各手続における市町村經由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。

また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

提案内容及び一次回答（令和7年度提案管理番号62）

提案内容

自立支援医療費（精神通院）の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を經由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。

- ・支給認定の変更の申請、申請内容の変更届出、医療受給者証の再交付の申請、医療受給者証の交付、医療受給者証の再交付、医療受給者証の返還

一次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、各手続における市町村經由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

提案内容及び一次回答（令和7年度提案管理番号119）

提案内容

精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイポータルの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村經由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村經由事務を廃止すること。

一次回答

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を経由して行うこととされており、都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が申請に基づいて審査、手帳の可否及び障害等級の判定を行い、申請を受理した市町村を経て申請者に対して手帳の交付が行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る手続について、マイポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、その結果を踏まえ、各手続における市町村經由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

提案内容及び一次回答（令和7年度提案管理番号120）

提案内容

自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付について、市町村経由事務を廃止すること。

一次回答

20 現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できないうちの手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

提案内容及び一次回答（令和6年度提案管理番号22）

提案内容

精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築するなどしてオンラインでの申請を可能とすること

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

2-1 精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条1 項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条1 項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としており、都道府県知事や指定都市市長が交付する。

根拠：精神保健福祉法第45条

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。
精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1 級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障害であって、日常生活が著しくは日常生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

22

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を経由して、都道府県知事（指定都市市長の場合（は直接）に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事又は指定都市市長の認定を受けなければならない。

4. 交付者数

1,448,917人（1級：138,622人、2級：843,633人、3級：466,662人）※令和5年度末現在

5. 手帳に基づく主なサービス

- ・航空運賃割引（※）
- ・鉄道、バス等の運賃割引（※）
- ・公営住宅の優先入居（※）
- ・事業者又は自治体ごとに取扱は異なる
- ・NHK受信料の減免
- ・国税、地方税の諸控除及び減免税 等

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数（令和5年度末現在）（令和5年度福祉行政報告例）

4,783,069人（1級：1,538,635人、2級：686,171人、3級：778,530人、4級：1,160,823人、5級：302,328人、6級：316,582人）

療育手帳制度の概要

1 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付する。

根拠：療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

3 障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

○重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。

- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外（B）の基準

重度（A）のものの以外

なお、交付自治体によっては、独自に重度（A）とそれ以外（B）を細分化している場合もある。

4 交付者数（令和5年度末現在）（令和5年度福祉行政報告例）

1,281,469人（重度（A）：437,587人、それ以外（B）：843,882人）

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】 国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4 【精神通院医療】 国 1/2, 都道府県・指定都市 1/2

支給決定件数 : 【更生医療】 293,785件 【育成医療】 12,682件 【精神通院医療】 2,592,367件 ※令和5年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術
視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術
聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術
内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術
腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

＜先天性内臓障害＞ 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

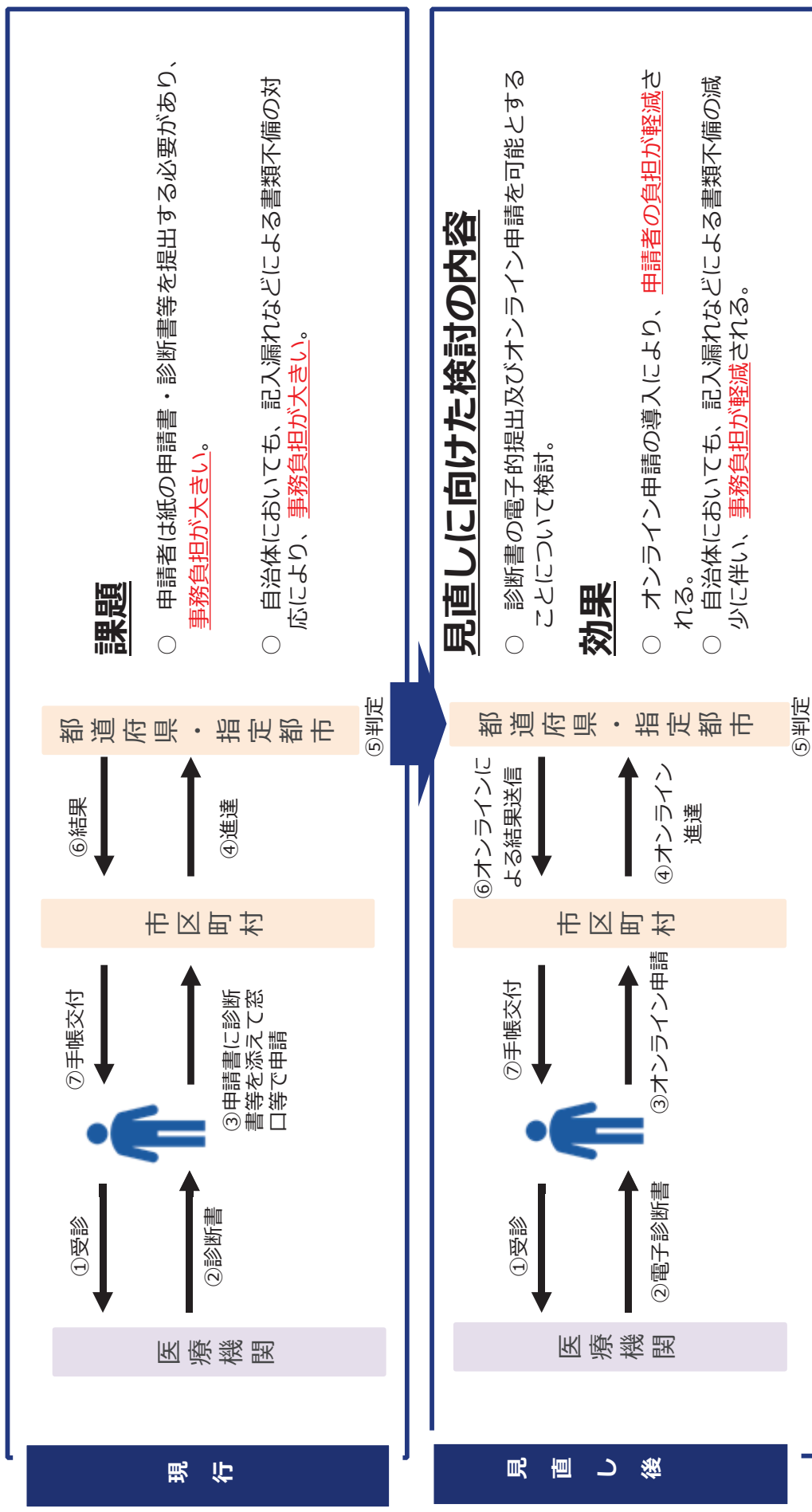
◎ 令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等 【厚生労働省】

（22）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条1項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○申請のオンライン化にあたっては、診断書の電子的提出などの課題があるが、今後、オンライン化に向けて、現行業務に係る課題整理や課題ごとの実現可能性を含めたオンライン化実現方式の検討を行うための調査研究等を行う予定。



① 施策の目的

- ・「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

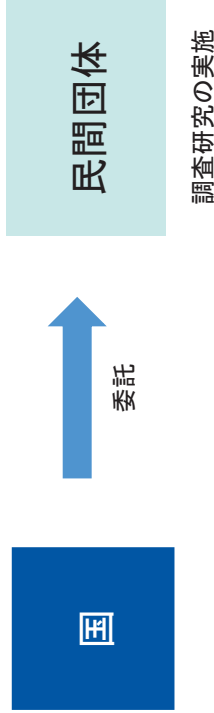
- ・自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえたオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道府県への進達の電子化の方法等に関して、調査研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

28

(調査研究の内容)

- ・ 現状の事務処理スキームを踏まえた実行可能性の検討
- ・ デジタル診断書を医療機関で作成する方法や格納方法の検討
- ・ 市町村から都道府県への進達の方法 等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・行政手続きをオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類提出が不要になり、利便性が向上するとともに、郵送等のコストが低減する。

マイナポータル（びったりサービス）について

2025/7/8 デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

マイナポータルとは

マイナポータルは個人向け行政サービスのオンライン窓口です。

マイナンバーカードを使って、ご自身の情報の確認や、国や自治体の様々な行政手続などができます。



行政手続

引越し、パスポート、国民年金、公金受取口座、給付、児童手当など、国や自治体の様々な行政手続ができます

履歴の確認

あなたの情報についてマイナンバーをもとに行政機関のあいだで照会・提供した履歴を確認できます

自分の情報の確認

税や薬剤、医療費などご自身の情報が確認できます

お知らせの確認

手続の進捗や、行政機関などから届くお知らせを確認できます

外部サイトとの連携

「e-Tax」「ねんきんネット」などのサービスと連携し一層便利に利用できます

マイナポータル「手続の検索（ぴったリサービス）」とは

手続の検索・電子申請（ぴったリサービス）とは、自治体が提供する行政サービスを、国民が検索・電子申請できるようにするサービスです。



手続情報の検索

マイナポータル「さがす」タブから利用可能です。自治体を設定すれば、各自治体の手続についてキーワードから検索することやカテゴリから探すことができます。